

政令第百五十三号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十条の十六、第四十九条第一項、第二項及び第四項、第四十九条の二第一項、第二百六十九条並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

「別表第一

別表第二

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に改め、別表第三を削る。

別表第四

別表第五」

第十二条及び第十三条を削る。

第十一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の二第一項中「以下」の下に「この条及び第二十一条第二項において」を加え、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第二章中第九条の二を第十条とする。

第十四条第一項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

第十四条第二項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に、「被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれら」を「、同項に規定する選挙時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該選挙時登録の基準日」に改める。

第十五条を削り、第十五条の二を第十五条とする。

第二十一条を次のように改める。

(選挙人名簿の再調製)

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合には、あらかじめ、その選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項を定め、これらを告示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合には、被登録資格を有する者をその選挙人名簿の調製の期日現在により調査しなければならない。

第二十二条第一項中「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第一項」に、「において、その選挙人名簿が確定したときは」を「には」に改める。

第二十三条の十一を削る。

第二十三条の十一の二中「において準用する法第二十四条第一項」及び「において準用する同法第二十四条第一項」を削り、同条を第二十三条の十一とする。

第二十三条の十六第一項中「中」選挙人名簿（法）を「中」に、「とあるのは」在外選挙人名簿（法）

を「とあるのは」「」に改め、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「」を削り、「」又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「選挙人名簿中」とあるのは「在外選挙人名簿中」と、「住所」とあるのは「最終住所（法第三十条の三第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）を「次項において同じ。」を「次項において同じ。）又は申請の時（同条第一項に規定する申請の時をいう。次項において同じ。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所又は申請の時」に改め、「選挙人名簿の」とあるのは「在外選挙人名簿の」と、「及び」「選挙人名簿と」とあるのは「在外選挙人名簿と」とを削り、「第三十条」を「第三十条第一項」に、「法第二十二条第一項又は第二項」を「又は第三項」に、「登録月（登録月の二日）」を「の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日）」に改め、「には、当該登録月」、「の三日現在」及び「の任期間」を削る。

第二十三条の十七第二項中「二日」を「一日」に、「三日」を「二日」に改める。

第三十四条の二第一項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の」を「法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた

現に選挙人名簿に登録されている」に改める。

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認のための手続)

第三十四条の三 法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、法第四十四条第三項の規定により引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、投票管理者に対して、当該確認の申請をしなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定による申請があつた場合には、直ちに、当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による照会を受けた場合には、直ちに、第一項の規定による申請をした者に係る住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により地方公共団体情報システム機構(第五章において「機構」という。)から提供

を受けた同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同章において「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならない。

第三十五条第一項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の」を「法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている」に改め、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「以下」を「第五章において」に、「について、その者が」を「を確認し、又は前条第三項の規定による市町村の選挙管理委員会」の回答に基づき」に改める。

第五十条第五項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「若しくは同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「これらの」を「その」に、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければ」に改める。

第五十三条第一項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「につ

いて、その者が」を「を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき」に改める。

第五十九条の四第三項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければ」に改め、同条第四項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「について、その者が」を「を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき」に改める。

第五十九条の五の四第三項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた特定国外派遣隊員」を削り、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければ」に改め、同条第六項中「第二項の規定による」の下に「点字によつて投票をする旨の」を、「引続居住証明書類の提

示」の下に「若しくは引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出」を加え、
、「申立て又は当該引続居住証明書類若しくは」を「申立て、当該引続居住証明書類の提示若しくは当該申
出又は当該」に、「、又は当該引続居住証明書類若しくは」を「、当該引続居住証明書類を提示し、若しく
は当該申出に係る確認を申請し、又は当該」に改め、同条第七項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に
改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「併せて」
の下に「、その者について」を加え、「について、その者が」を「を確認し、又は住民基本台帳法第三十条
の第十一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づ
き」に改める。

第六十五条の二中「第二十二条、法第二十四条第二項又は法」を「第二十二条第一項若しくは第三項、第
二十四条第二項又は」に改める。

第六十五条の十四中「第二十二条」を「第二十二条第一項若しくは第三項」に改める。

第二百二十八条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第三百三十九条中「第二十二条、第二十三条第一項」を「第二十二条第一項から第三項まで」に、「第十条

」を「第十一条」に、「から第二十三条」を「から第二十二條の二」に改める。

第四百四十一条の二第一項中「第二十二條から第二十六條まで」を「第二十二條第一項から第三項まで、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條」に、「第三十條の五から第三十條の七まで」を「第三十條の五第一項及び第三項、第三十條の六、第三十條の八第一項」に、「並びに法」を「、法」に、「、第七百七十五條、」を「及び第七百七十五條、法第二十五條第四項又は第三十條の九第二項において準用する法第二百十九條第一項並びに法」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）第十四條の規定は、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。以

下この項及び次項において同じ。）がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例による。

2 基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

3 新令第二十一条の規定は、調製の期日が施行日以後である選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である選挙人名簿の再調製については、なお従前の例による。

4 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

5 新令第二十三条の十六第一項において準用する新令第二十一条第一項の規定は、調製の期日が施行日以後である在外選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である在外選挙人名簿の再調製については、なお従前の例による。

6 新令第三十四条の二第一項、第三十四条の三、第三十五条第一項、第五十条第五項、第五十三条第一項、第五十九条の四第三項及び第四項並びに第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項の規定並びに次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定は、施行日以後その期日

を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条中「第三十五条第一項」の下に「(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。)」を加え、「第五十条第七項、第五十三条第一項(」を「第五十条第五項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)」及び第七項、第五十三条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び)」に、「第五十九条の五」を「、第五十九条の五」を「、第五十九条の四第三項及び第四項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の五」に、「第五十九条の六」を「第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六」に改める。

第百九条中「、第四十六条第二項」を「、第四十四条第三項(引き続き都道府県の区域内に住所を有す

ることの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項」に改める。

第百十四条、第百七十七条及び第百八十四条中「第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、「第五十条第七項、第五十三条第一項（「第五十条第五項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）及び第七項、第五十三条第一項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」に、「第五十九条の五」を「、第五十九条の四第三項及び第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、「第五十九条の五」に、「第五十九条の六」を「第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、「第五十九条の六」に改める。

第百八十七条中「、第四十六条第二項」を「、第四十四条第三項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、「第四十六条第二項」に改める。

第二百十三条の五第一項中「、第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を、「第五十三条第一項（「引き続き都道府県の区域内

に住所を有することの確認に関する部分及び」を、「）、第五十九条の四第三項」の下に「、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を、「、第五十九条の五の四第三項」の下に「、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を加え、「、第五十条第五項」を「並びに第五十条第五項」に改め、「及び第五十九条の五の四第三項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、同項の表第三十五条第一項の項中

同一都道府県の区域内	同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内
当該都道府県の区域内	当該広域連合の区域内
により都道府県	により広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県
規定する引き続き当該都道府県	規定する引き続き当該広域連合

を

に改め、同表第五十三条

第一項の項、第五十九条の四第四項の項及び第五十九条の五の四第七項の項中

により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

を

により当該	により当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県の議会の議員及び長の
-------	---

に改める。

第二百十三条の六第一項の表第四十四条第三項の項中

同一都道府県の区域内	同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内
当該都道府県の区域内	当該広域連合の区域内
により	により広域連合（都道府県の加入す

を

、引き続き当該都道府県	、引き続き当該広域連合
-------------	-------------

るものに限る。)を組織する

に改める。

第二百十三条の七中「、第四十六条第二項」を「、第四十四条第三項（都道府県の加入する広域連合にあつては、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）、第四十六条第二項」に改め、「並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定」を削る。

第二百十四条の四中「、第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を、「第五十三条第一項（」の下に「引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」を、「）、第五十九条の四第三項」の下に「、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を、「、第五十九条の五の四第三項」の下に「、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を加え、「、第五十条第五項」を「並びに第五十条第五項」に改め、「及び第五十九条の五の四第三項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、同条の表第三十五条第一項の項中

同一都道府県の区域内	同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内
当該都道府県の区域内	当該広域連合の区域内
により都道府県	により広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県
規定する引き続き当該都道府県	規定する引き続き当該広域連合

第一項の項、第五十九条の四第四項の項及び第五十九条の五の四第七項の項中

により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）
により当該	により当該広域連合（都道府県の加

を

に改め、同表第五十三条

を

	<p>入するものに限る。)を組織する都道府県の議会の議員及び長の</p>
--	--------------------------------------

に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十四条第三項の項中

同一都道府県の区域内	同一広域連合(都道府県の加入するものに限る。)の区域内
当該都道府県の区域内	当該広域連合の区域内
により	により広域連合(都道府県の加入するものに限る。)を組織する
、引き続き当該都道府県	、引き続き当該広域連合

を

に改める。

第二百十五条の四中「、第三十五条第一項」の下に「(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。)」を、「第五十三条第一項(」の下に「引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」を、「)、第五十九条の四第三項」の下に「、同条第四項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)」を、「、第五十九条の五の四

第三項」の下に「、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を加え、「第五十条第五項」を「並びに第五十条第五項」に改め、「及び第五十九条の五の四第三項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を加え、同条の表第三十五条第一項の項中

同一都道府県の区域内	同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内
当該都道府県の区域内	当該広域連合の区域内
により都道府県	により広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県
規定する引き続き当該都道府県	規定する引き続き当該広域連合

第一項の項、第五十九条の四第四項の項及び第五十九条の五の四第七項の項中

により当該

により当該広域連合を組織する都道

を

に改め、同表第五十三条

第二百十五條の五の表第四十四條第三項の項中

<p>当該都道府県</p>	<p>府県の議会の議員及び長の 当該広域連合（都道府県の加入する ものに限る。）</p>
<p>により当該</p>	<p>により当該広域連合（都道府県の加 入するものに限る。）を組織する都 道府県の議会の議員及び長の</p>
<p>同一都道府県の区域内 当該都道府県の区域内</p>	<p>同一広域連合（都道府県の加入する ものに限る。）の区域内 当該広域連合の区域内</p>
<p>により 、引き続き当該都道府県</p>	<p>により広域連合（都道府県の加入す るものに限る。）を組織する 、引き続き当該広域連合</p>

を

に改める。

を

に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第二項」を「第三項」に改める。

(漁業法施行令の一部改正)

第五条 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第十五条の二」を「第十五条」に、「に準用する」を「について準用する」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第八項」に、「期間」とあるのは「」を「調製の期日及び異議の申出期間」とあるのは「調製、縦覧及び確定に関する期日及び」に改め、「及び期間」との下に「、同条第二項中「調査しなければならぬ」とあるのは「調査しなければならぬ。ただし、選挙人の年齢は、その選挙人名簿の確定の期日により算定しなければならぬ」と、同令第二十二条第二項中「場合には」とあるのは「場合において、その選挙人名簿が確定したときは」と」を加える。

第九条及び第二十三条中「第三十四条の二」の下に「、第三十四条の三」を加え、「に準用する」を「

について準用する」に、「規定の中で同表中欄に掲げるもの」を「規定中同表の中欄に掲げる字句」に、「下欄のように」を「の下欄に掲げる字句に」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)

第六条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「において準用する公職選挙法第二十四条第一項」及び「において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十四条第一項」を削る。

第十一条中「第二十条第二項」との下に「、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」と、「同条第五項」を「同条第五項」を「投票人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」と、同条第五項」に、「法第三十条」を「法第三十条第一項」に、「第三十条」と、「」を「第三十条第一項」と、「の期日及び異議の申出期間」とあるのは「縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間」と、「」に、「又は第二項」を「又は第三項」に、「第三十条」と読み替える」を「第三十条第一項」と読み替える」に改める。

第二十六条中「において準用する公職選挙法第二十四条第一項」及び「において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項」を削る。

第三十二条第一項中「第三十三条第二項」との下に「、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外投票人名簿記載書類」とを加え、」又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」とを「次項において同じ。」又は申請の時（同条第一項に規定する申請の時をいう。次項において同じ。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所又は申請の時における本籍」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外投票人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外投票人名簿記載書類」とに、「法第三十条」を「法第三十条第一項」に、「第三十条」と、「」を「第三十条第一項」と、「の期日及び異議の申出期間」とあるのは「縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間」と、「」に、「又は第二項」を「又は第三項」に、「第三十条」と読み替える」を「第三十条第一項」と読み替える」に改める。

理由

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に関する事務の合理化、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認等について、所要の規定の整備を行う必要があるからである。